

Ⅱ 学生生活

1 充実した学生生活を送るために

- 1) 学生生活で注意すること
- 2) 知っておいて欲しいこと

2 パソコン利用について

- 1) パソコン利用について
- 2) パソコン実習室
- 3) Xドライブ
- 4) 本学メール
- 5) 情報倫理
- 6) その他

3 学生ポータルサイト

- 1) 学生ポータルサイトへのアクセス
- 2) 学生ポータルサイトの主な機能

4 個人情報の保護について

1. 充実した学生生活を送るために

本学に入学したみなさんには、大人としての自由が保障されると同時に、常識と責任ある行動が求められています。

本学の学生として、学則その他諸規則をはじめ、学内外で守らなければならないルール、マナー等がたくさんあります。以下に「学生生活で注意すること」、「知っておいて欲しいこと」を記載しました。

これらを良く理解・順守し、本学学生であることの誇りと自覚を持って、心身ともに豊かで充実した学生生活を送ってください。

1) 学生生活で注意すること

①キャンパス・ハラスメントの防止について

本学の学生、教職員が個人として尊重され、より良い教育・研究環境を作るためには、キャンパス・ハラスメント（「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「アルコール・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」「その他のハラスメント」）の人権侵害を排除しなければなりません。本学では、キャンパス・ハラスメントのない大学作りのために「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」（V 資料11.）を定めています。

キャンパス・ハラスメントを受けたと思ったときは、一人で悩まずに、「キャンパス・ハラスメント相談員」等に話してみましょう。

②スマートフォンの使用に関するマナーについて

スマートフォンは公共の建物・交通機関等、使用が制限されているところがあります。周りの人に迷惑をかけないようにルールとマナーを守って使用しましょう。

授業中の私的な使用は禁止です。

またカメラの使用にあたっては、肖像権、著作権等法に触れる場合もあるので注意してください。

③SNSなどの情報発信注意について

- ・大学生という立場を自覚し、不用意な情報発信や投稿は慎んでください。
- ・不適切なSNS発信は誹謗中傷を受けるなど事件／事故に発展します。
- ・発信された写真や情報は半永久的に残り、悪用される可能性があります。

④事故等の防止について

学生生活を送るにあたっては、常に本学学生としての自覚を持ち、事故等に遭わないように十分注意しましょう。万一事故等に遭ったときは、直ちに指導教員又は学生生活支援オフィスに連絡してください。

●自動車等による通学禁止について

本学では、自動車・バイク（スクーター含む）・電動キックボードによる通学は、通学中の交通事故防止及び学内駐車スペースの点から禁止しています。ただし、身体に障がいがある等、自動車を使用しなければ通学が困難な事情がある場合は、学生生活支援オフィスに相談してください。

なお、無断で自動車等に乗って来て大学周辺の私有地や路上に駐車することは、地域住民の迷惑になります。禁止事項なので絶対にやめましょう。

イ 交通事故の防止について

交通事故が多発しています。交通ルールを守り、事故の加害者にも被害者にもならないように注意しましょう。

- ・ 万一の事故に備え、自動車保険には必ず加入しましょう。他人の車を運転するときも運転者限定付等の保険内容を確認しましょう。
- ・ 自動車（バイク）に乗るときは、交通三悪（無免許運転・スピード違反・飲酒運転）を絶対にしてはいけません。シートベルトは必ず着用しましょう。
- ・ バイクに乗るときは必ずヘルメットを着用しましょう。
- ・ 運転中のスマートフォンの使用は法律で禁止されています。事故防止のためにも絶対にしてはいけません。
- ・ 冬道の運転は、アイスバーン、雪による視界不良等、常に危険を伴っています。路面状態に気をつけ、スピードダウンをし、車間距離を十分とって慎重に運転しましょう。
- ・ 飲酒後は絶対に運転をしてはいけません。同乗者や酒・自動車の提供者も厳しく罰せられます。
- ・ 飲 酒 運 転：（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・ 飲酒の同乗者：（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ・ 車輛の提供者：（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

ロ 各種資格取得時の事故歴等の影響について

本学では、色々な免許・資格等が取得できることになっていますが、交通事故等の加害者になった場合には資格取得に悪影響を与えることがあるので、日頃から十分注意して行動してください。

ハ レジャー事故の防止について

休日には、海、山などの行楽地へ出かける機会が増えます。行き帰りの交通には十分気をつけるとともに、行楽地ではルール、マナーを守り、事故に遭わないように注意しましょう。

●自転車通学について

自転車は道路交通法で「軽車両」と定められており、「車道の左側」を走行することが原則です。歩道通行が認められている場合についても「歩行者が優先」のため、車道寄りを徐行してください。

気軽に乗れる乗り物ですが、交通ルールとマナーをきちんと守り、正しく乗りましょう。
 ※2023年4月1日から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務になりました。

代表的な禁止事項は次の通りです。

- ・ 飲酒運転（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・ 信号無視（3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
- ・ 一時不停止（3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金）
- ・ 当て逃げ（1年以下の懲役又は10万円以下の罰金）※人身事故は過失致死傷罪
- ・ 夜間時の無灯火（5万円以下の罰金）
- ・ スマートフォン（メール等を含む）を使用しながらの運転（5万円以下の罰金）
- ・ ヘッドフォンで音楽を聴きながらの運転（5万円以下の罰金）
- ・ 傘をさしての運転（5万円以下の罰金）
- ・ 二人乗り（2万円以下の罰金又は科料）
- ・ 他の自転車との並進（2万円以下の罰金又は科料）など

また、学内に駐輪する場合は必ず施錠して、指定された駐輪場所を利用してください。

なお、降雪時は駐輪場を閉鎖しますので、指定日以降は自転車を放置したままにしないでください。

⑤喫煙と飲酒に関するルールについて

●喫煙ルールについて

20歳未満の喫煙は法律で禁止されているので、絶対にしてはいけません。また、他の歩行者の迷惑になりますので、通学途中の歩きながらの喫煙もやめましょう。

本学では、社会人としてのマナーを身につけ、健康な学生生活を送るために「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」(V 資料9.) を設けています。学内での喫煙ルール違反者には厳しい措置等がとられます。

<喫煙場所>

南門横のプレハブが喫煙場所になります。

イ 喫煙ルール違反とは次の2点です。

- ・ 20歳未満の喫煙
- ・ 喫煙場所以外での喫煙

ロ 喫煙ルール違反をした場合は、下記の措置等がとられます。

- ・ 1回目の違反の場合：嚴重注意措置及びボランティア活動を課す
- ・ 2回目の違反の場合：7日間の自宅謹慎措置
- ・ 3回目の違反の場合：13日間の自宅謹慎措置

「自宅謹慎措置」とは、嚴重注意のうえ、大学からの呼び出し以外は自宅で謹慎し、登校はできません。したがって、講義・実習・サークル等活動はできません。

●飲酒事故の防止について

大学生活の中では飲酒の機会があることですが、20才未満の飲酒は法律で禁止されているので絶対にしてはいけません。成人であっても、次のことに留意して節度ある飲酒をしましょう。

- ・学内での飲酒はしない。
- ・酒を飲めない人や20才未満に飲酒を勧めない。
- ・「イッキ飲み」はしない！させない！「イッキ飲み」の強要は犯罪行為です！
- ・酔い過ぎた人を放置せず、異常が見られた場合は救急車を呼ぶ等の適切な処置をする。

⑥盗難事故の防止について

学内では多くの人が共同生活をしているので、私物は自分の責任で管理してください。万一盗難に遭ったときは、速やかに学生生活支援オフィスに届け出てください。

- ・学生個人用ロッカーが貸与されますが、貴重品は入れないようにしましょう。
- ・盗難予防のため、更衣室、教室、廊下等に私物を放置しないでください。
- ・体育館使用時には、貴重品を更衣室には置かず貴重品ボックスを利用してください。

⑦大麻・覚せい剤等薬物および違法薬物による犯罪防止について

大麻の栽培及び大麻・覚せい剤の所持・譲渡は、法律で厳しく禁止されています。

麻薬（ヘロイン、コカイン、LSD）、大麻、覚せい剤、有機溶剤（シンナー、トルエン）等は、身体や精神に重大な障害を起こすものです。絶対に手を出してはいけません。

特にファッション性のあるMDMA（合成麻薬）錠剤や、普通のアロマや香料等と見分けがつかない危険ドラッグが出回っており、これらも薬物乱用となります。

「知らなかった」では済まされず、自らの人生を壊しかねない薬物には、十分気をつけて関わらないようにしてください。

⑧悪質商法（詐欺）等について

マルチ商法は違法行為です。絶対に関わってはいけません。社会では、署名捺印する行為は契約成立を意味することを認識し、署名や捺印を求められても絶対行ってはいけません。

※成年年齢が18歳になったことで、契約等では本人の責任が生じます。

不審に思ったとき、万一悪質商法に遭った時は、下記に連絡してください。

- ・北海道立消費生活センター（TEL 050-7505-0999、HP <http://www.do-syouhi-c.jp/>）
- ・北海道警察本部相談センター（TEL (011) 241-9110又は#9110）

また、担任（指導教員）、学生相談室、保健センター、学生生活支援オフィスへ速やかに連絡してください。

悪質商法の事例としては次のようなものがあります。

●キャッチセールス

路上で「アンケートに答えてくれない…？」等と声をかけ、喫茶店等に誘い、高額な教材・化粧品等を買わせる。

●アポイントメントセールス

スマートフォンやハガキで「〇〇にあなたが選ばれました」、「〇〇の商品が当たりました」等と言って営業所に呼び出され、旅行や教材購入等の契約をさせる。

●デート商法

言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、恋愛感情を利用して商品を買わせる。

●資格商法

「〇〇資格を取れば就職に有利」等といった勧誘文句で資格講座や教材の契約をさせる。

●ネットワーク利用の悪質商法（詐欺）

スマートフォンやパソコンを利用した「架空請求詐欺」、「フィッシング詐欺」、「インターネットオークション詐欺」等が特に多くなっています。自分のID、パスワード等の管理に十分気をつけましょう。

●自己啓発セミナーについて

知人や街角で同年代の人から、「今の自分を変えられる」とセミナー受講に誘われ、トラブルに発展するケースがあります。

セミナーを受講すれば絶対に変わると断定的に誘ったり、激しい勧誘活動に従事させられたりすることなどが社会問題化しています。セミナー受講のために借金を強要される場合もあり、必要のないものにははっきりと断ることが重要です。

●大学生のカルト問題について

カルト教団が大学のキャンパス内において布教活動を行う事例が、他大学から報告されています。

宗教であることを隠したまま近づいてくるので、サークルに入った後にカルト教団だったと気づくことが多いうえ、一度入会すると抜けにくくなり、マインドコントロールや洗脳によりそのまま団体の規律が正しいと思い込まれます。

学外のサークルに参加する場合でも、おかしいと感じたら大学の相談窓口にご相談してください。

●その他「振込め詐欺」、「ワンクリック詐欺」等について

最近本学教職員と称して親元等に学生の電話番号を聞き出そうとする「不審電話」があります。安易に回答しないように家族に伝えておきましょう。

⑨学生ローン・クレジットカードについて

アルバイト収入等を当てにした無計画な学生ローンやクレジットカードの利用は、多額の借金につながる恐れがあります。

学生ローン・消費者金融は利息も高く、予想外の請求を受け返済不能となり、家族を含めて悲惨な結果になる事があるので、十分注意して下さい。

クレジットカードの使用にあたっては、無理なく返済できるよう計画的に利用しましょう。

⑩性犯罪の防止について

女性が被害者になるケースが圧倒的に多い性犯罪は、人権を踏みにじる最も卑劣な行為であり、決して許されないものです。被害者を身体的に傷つけるのみならず、被害者の心をも深く傷つけます。

学業期間中はもとより、解放感が増す休業期間中は、とりわけ性犯罪に巻き込まれる恐れが多いので、日頃から身を守るために次のことに留意しましょう。

- ・深夜の一人歩きはしない。
- ・危険な状況（場所）には近づかない。
- ・防犯ベル等を携帯する。
- ・一人暮らしの場合は就寝時の施錠を怠らない。特に1階の入居者は入念に戸締りをする。
- ・万一巻き込まれた場合は、直ちに警察（110番）に通報する。

北海道警察本部：性犯罪被害110番 フリーダイヤル（TEL0120-756-310）

⑪一人暮らしに関する注意事項について

学生であっても市民の一人です。実家を離れてアパート等に居住する場合も、一般市民としてのルールとマナーを守り、近所の迷惑にならないように十分注意しましょう。

- ・大学周辺は閑静な住宅街です。大声や騒音等を発する行為はやめましょう。
- ・自動車、バイク等の不法な路上駐車等はやめましょう。
- ・日頃から防犯を意識して、貴重品の管理、施錠を忘れないようにしましょう。
- ・火気（暖房器具、ガスコンロ等）の取り扱いには十分に注意しましょう。
- ・長期間留守にするときは、管理人等に連絡をしましょう。
- ・ゴミは必ず「指定ごみ袋」を使用し、正しく分別のうえ、決められたゴミ収集日の朝に出しましょう。
- ・冬季は水道が凍結する恐れがあるので注意しましょう。
- ・健康保険証は急病等のときに必要なので、常に携帯しましょう。

⑫各種申請書類等の提出について

- ・書類の提出期限を守りましょう。奨学金や課外活動の各種申請書類など、大学に提出する書類は数多くあります。期限を過ぎると一切受付できないものもありますので、日程をよく確認しましょう。
- ・奨学金などの大学に提出する書類は、本人の責任において提出するものです。親への相談が必要な場合もありますが、親任せにせず、自分でよく確認しましょう。

⑬遺失物及び拾得物について

学内において発生した遺失物及び拾得物にあたっては学生生活支援オフィスが各種取扱・保管場所となっております。（体育館での拾得物については体育施設の管理室でも取扱いしています。）

(1) 拾得物保管期間について

学生生活支援オフィスの拾得物管理ケースにて3ヶ月間保管します。（遺失物法7条4項）貴重品（携帯電話・時計・その他）については別に保管していますので、お問い合わせください。（個人が特定できる物については、学生生活支援オフィスから学生に連絡をします。）

(2) 保管期間満了後の拾得物処分について

保管期間（3ヶ月）を満了した拾得物については、処分いたします。また、卒業生がロッカー等に残っていた物についても、3ヶ月の保管後、問合せがない物は処分いたします。

⑭ その他注意事項について

- ・廊下は静かに歩きましょう。廊下で大声を出すと授業の妨げになります。
- ・ゴミは机やイスの上に放置せず、分別してゴミ箱に捨てましょう。
- ・学内の一部には、土足禁止場所（体育施設・特定の教室）があります。土足禁止場所に入るときは入口の掲示に従い、上履きに履き替えてください。また学内環境の美化のために、玄関では靴の汚れを落としてから入りましょう。

2) 知っておいて欲しいこと

① 学生への連絡事項の通知について

- ・大学からの連絡は、原則としてポータルサイトを通じて行います。忘れずに確認する習慣をつけてください。
- ・ポータル連絡内容は、全学生が確認したものとして取り扱います。後日、「連絡を見なかった」という理由での異議申し立ては認められません。
- ・ポータルサイトについては、本便覧「Ⅱ 学生生活」の「3. 学生ポータルサイト」を参照してください。
- ・父母、友人等の外部からの電話による呼び出しについては、特別な事情がない限り、取り次ぎや連絡はできません。このことは、父母、友人等にあらかじめ伝えておいてください。

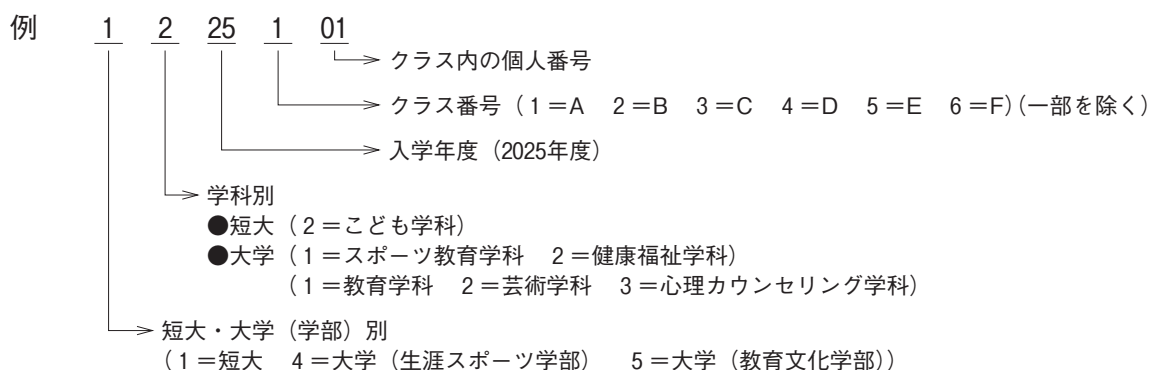
② 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生証は、本学図書館貸出証や、出席確認のカードリーダーにも対応しています。常に携帯し、汚したり、紛失したりしないように注意して、いつでも提示できるようにしてください。

● 学生証取扱いの注意事項

- ・他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・退学等により学籍を失ったときは、学生生活支援オフィスに返却してください。
- ・汚損または、紛失したときは、速やかに学生生活支援オフィスに届け出て再交付を受けてください。
- ・学生証記載事項（氏名、学科、有効期限等）に変更があったときは、学生証を交換します。
- ・各種証明書等の申請時等に必要なので忘れないようにしてください。

学生番号は、次のように構成されています。



●次の場合は、必ず学生証を提示すること。

- ・ 本学教職員から提示を求められたとき。
- ・ 各種証明書の交付を受けるとき。
- ・ 試験を受けるとき。
- ・ 通学定期券または、旅客運賃割引証 (学割証) により乗車券を購入するとき及び乗車の際に、係員から提示を求められたとき。
- ・ 図書館で図書等の貸し出しを受けるとき。

③各種相談について

学業、学生生活等でいろいろな困ったこと、悩みが生じることがあると思います。そのようなときは、どんなことでも一人で悩まずに、指導教員、事務局職員、保健センター等、学生相談室に気軽に相談してください。

●保健センター (PAL 3 階)

健康相談、ケガの応急処置等に専任の看護師が応じています。(V 各種センター・施設 3.)

●学生相談室 (PAL 3 階)

対人関係、心身の不調、いじめ・いやがらせ等の相談にカウンセラー (臨床心理士・公認心理師) が、応じています。(V 各種センター・施設 3.)

●アクセシビリティ支援室 (7 号棟 2 階)

障害やその他の理由によって充実した大学生活を送ることが難しい学生からの相談に応じ、専任のコーディネーター 1 名と事務スタッフ 2 名が、学科の教員や各部署の職員と協働しながら、修学支援・学生生活支援を行います。(V 各種センター・施設 3.)

●学習サポート教室 (図書館 2 階)

大学での学習で不安を感じていること、レポート作成や小論文対策、基礎的な数学分野、試験対策など、幅広い学習の悩みや質問に専門の担当教員が応じます。詳しくは、学習支援オフィスに確認してください。

●何でも相談（1号棟1階）

学生生活の全ての疑問や悩みを受け付け、必要に応じて専門の部署を紹介します。「聞きたいことがあるけど、どこで聞いたらよいかわからない」「悩みがあるけど誰に相談したらよいかわからない」そんな時は、学生生活支援オフィスの“何でも相談”を活用してください。

④学生対応窓口について

事務局の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時までです。(大学の休業日を除く)

学習支援オフィス

1. 年間の学事日程に関すること。
2. 授業時間割に関すること。
3. 履修登録に関すること。
4. 単位の認定に関すること。
5. 休講・補講に関すること。
6. 欠席届に関すること。
7. 単位互換に関すること（札幌圏大学・短期大学間単位互換協定、放送大学）。
8. 卒業（見込）証明書、成績証明書、学力に関する証明書、在学証明書、各種資格取得見込証明書などの発行に関すること。
9. 学籍（休・退・復学、転学科など）、卒業、修了に関すること。
10. 科目等履修生・聴講生に関すること。

学生生活支援オフィス

1. 学生証の発行に関すること。
2. 通学証明書、実習用定期などの発行に関すること。
3. 旅客運賃割引証（学割証）の発行に関すること。
4. 住所変更に関すること。
5. 奨学金に関すること。
6. 課外（自治会・クラブ等）活動に関すること。
7. 学生の団体設立及び加盟に関すること。
8. 学生の学内施設使用に関すること。
9. 学生の掲示に関すること。
10. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に関すること。
11. ロッカーに関すること。
12. 遺失物、拾得物に関すること。
13. 学内外の国際交流行事に関する情報提供。
14. 国際交流アシスタントの登録に関すること。
15. 大学主催の海外研修プログラムに関すること。
16. 個人留学の相談に関すること。
17. 海外留学、語学学習その他諸外国に関する書籍・資料の収集、閲覧に関すること。
18. その他学生の生活全般に関すること。

FD支援オフィス

1. 学生FD活動に関すること。
2. パソコン教室に関すること。
3. 学内無線LANに関すること。
4. アカウントに関すること。
5. メールに関すること。
6. その他コンピュータに関すること。

スポーツ支援室

1. 体育・スポーツ施設の使用及び貸出に関すること。
2. 体育機器・備品・用具等の使用及び貸出に関すること。
3. 体育実技・講義の準備及び事務に関すること。
4. その他体育関連業務全般に関すること。

キャリア支援センター

1. 就職活動の支援（就職ガイダンス、履歴書等の書類添削、面接練習など）に関すること。
2. 進路相談に関すること。

教職センター

1. 教育実習（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）に関すること。
2. 養護実習に関すること。
3. 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（特別支援学校）に関すること。
4. 介護等体験に関すること。
5. 看護学臨床実習に関すること。
6. 学校現場における学生の体験活動等に関すること。
7. 教育職員免許状の申請に関すること。
8. 教員採用検査等に関すること。
9. 保育実習に関すること。

財務会計課

1. 学費等納付金に関すること。

地域連携センター

1. 各種講座に関すること。
2. 資格取得・検定に関すること。
3. 高大連携活動、ボランティア活動に関すること。

⑤各種届及び証明書等について

- ・手数料は本学所定の証紙（事務局内の自動販売機で購入できます）でお支払いください。
- ・証明書の交付を希望する場合は、「証明書交付願」に記入し、関係窓口へ提出してください。
- ・受け取りの際には学生証の提示が必要です。
- ・証明書の有効期間は3ヶ月です。申し込み後3ヶ月を経過しても受け取りに来ない場合は破棄します。

	用 件	手数料	期 日	所 管	備 考
証 明 （ 書 ）	在学証明書	200円	1 日	学習支援オフィス	学生証提示
	成績証明書	300円	3 日		
	学力に関する証明書	300円	14日		
	卒業（見込）証明書	200円	3 日		
	教育職員免許状等各種資格取得見込証明書	200円			
	英文卒業（見込）証明書	1,000円	14日		
	英文成績証明書	1,000円			
	人物に関する調書	200円	3 日	キャリア支援センター	
	推薦書	200円	学内選考決定後翌日		
	健康診断証明書	300円	3 日	保健センター	
身 上	休学、退学、復学、転学科願			学習支援オフィス	学生証提示
	改姓届				
	学生証再発行願	1,000円		学生生活支援オフィス	
	仮学生証発行願	700円			
	保証人変更届				
	本籍地変更				
学 生 生 活	住所変更届				
	旅客運賃割引証（学割証）			学生生活支援オフィス	学生証提示
	通学証明書（中央バス等）				掲示にて通知
	本学取扱奨学金		指定日		
	遺失物等届				
	学内学生団体設立許可願				
	学外団体加盟届（学内学生団体のみ）				
	学内学生団体学外活動参加届 （学外練習・対外試合・学外合宿・行事）		一週間前		
	学内学生団体活動報告書 （対外試合・学外合宿・学内合宿・行事等）		一週間以内		
	学内施設使用許可願		一週間前		
掲示承認願出					

※証明（書）に関する期日は、発行に要する日数

⑥学内施設及び掲示板の使用について

- ・学生団体又は個人で学内施設を使用したいときは、1週間前までに「学内施設使用許可願」(所定用紙)に記入のうえ、学生生活支援オフィスに申し込んでください。
- ・学内掲示板を使用したいときは、必ず事前に学生生活支援オフィスに申し出てください。
- ・使用の詳細については、「学内施設使用規程」(V 資料14.) または、「学生掲示規程」(V 資料15.) を参照してください。

⑦学生ロッカーについて

本学では、全学生に個人ロッカーを貸与しています。使用にあたっては、次のことに注意してください。

- ・南京錠またはダイヤル錠を各自で用意し、盗難防止のために必ず施錠してください。
- ・現金や貴重品は学生ロッカーに入れないでください。
- ・ロッカーは入学時に割り当てられた場所以外は使用することができません。他の学生にロッカーを貸すこともできません。違反して使用しているロッカーについては、錠を切断して中身を取り出します。
- ・鍵の紛失等によりロッカーを開けることができなくなった場合は、学生生活支援オフィスに連絡してください。
- ・卒業年次の指定日(12月～1月)までには、錠を取り外し、ロッカーを空の状態にしておいてください。留年や進学で大学に残る場合は、次年度にロッカーを新たに貸与します。
- ・卒業後のロッカーは次年度の新入生に貸与するため、シール等を貼ったりせず、きれいに使用してください。
- ・ロッカーの上に私物を置かないでください。

⑧通学定期券・実習用定期券について

●通学定期券

現住所の最寄り駅から本学の最寄り駅までの最短区間で通学定期券を購入できます。

各交通機関で学生証提示により、購入できます。

※学生証裏面の学生番号、氏名、現住所は必ず記載が必要です。

●実習用定期券

実習のために本学以外の場所へ通う場合、各交通機関に申請して許可を受けなければ通学定期券(実習用)を購入することができません。実習開始1ヵ月前までに「実習用定期券申込書」にて学生生活支援オフィスで申し込みをしてください。なお、教員から指示がある場合はそちらに従ってください。

⑨旅客運賃割引証(学割証)・学生団体割引について

●旅客運賃割引証(学割証)

- ・JR(列車又はバス)で、片道100kmを超える旅行(帰省、実習等)をする場合は、学割証の発行を受けることができます。学割証を使用すると、普通旅客運賃が2割引になります。
- ・学割証は、本人(記名人)以外は使用できません。他人に貸す等、不正に使用した場合は、

大学全体が発行停止処分を受ける事になりますので絶対に行わないでください。

- ・学割証の発行を希望する場合は、学生証持参のうえ、学生生活支援オフィスに申し込んでください。

●学生団体割引

- ・課外活動等、8名以上の団体とその付添人（本学教職員）で構成された団体でJR各社路線を利用する場合は、運賃が5割引（付添人は3割引）になります。
- ・利用希望者は、JRみどりの窓口等に用意されている①「団体旅行申込書」と②名簿（書式自由）を添付のうえ、学生生活支援オフィスに提出してください。

⑩ボランティア活動について

建学の精神である「自立した社会人の育成」を具現化するため、ボランティア活動を学生の自立支援及び地域貢献活動の一環として考え、教育的側面から推進しています。近年、ボランティア活動は市民活動として広がり、その内容も多様化しています。ボランティア活動に興味を持ち、これから取り組もうと考えている人は、ボランティア活動を意義あるものにするために活動の趣旨等を十分に理解した上で参加するよう心掛けましょう。

ボランティア活動を希望する学生は、地域連携センターでボランティア登録をしてください。万一の事故に備えて、ボランティア活動保険に加入します。（保険料は大学で負担します。）

⑪アルバイトについて

- ・本学では、アルバイトの紹介は行っていません。
- ・アルバイトをする場合は、勉学に支障がないように注意しましょう。
- ・学生のアルバイトとして不適当なもの（危険作業関係、人体有害作業関係、深夜作業、風俗営業関係、悪質商法関係等）には従事しないでください。

⑫学内学生団体（サークル）について

- ・本学には、課外活動の文化系団体及び体育系団体があります。活動にあたっての必要なことは、「北翔大学学内学生団体に関する規程」(V 資料13.) を参照してください。学業との両立を計りながら有意義な学生生活を送りましょう。
- ・学内学生団体は、次のとおりです（令和7年2月現在）。

学 内 学 生 団 体 一 覧

体 育 系 団 体				文 化 系 団 体	
1	剣道部	23	男子ハンドボール部	1	軽音サークル
2	硬式野球部	24	男子ラクロス部	2	茶道部
3	硬式庭球部	25	アルティメット部	3	国際交流アシスタント.COM
4	サッカー部	26	ゴルフ部	4	北翔大学吹奏楽団
5	水泳部	27	トレーナー部	5	ボランティアサークルみつばち
6	スキー部	28	チアダンス部	6	北翔大学YOSAKOIソーランサークル〜友和〜
7	エアロビック部	29	筋トレ部	7	アート表現部
8	ソフトテニス部	30	スポーツチャンバラサークル	8	TEAM PALC
9	女子ソフトボール部	31	体育指導研究会	9	漫画・アニメ文化研究会
10	体操競技部	32	Lucida（ダンスサークル）	10	ピアノサークル“Clavier”
11	卓球部	33	フットサルサークル	11	科学実験サークルがっきーず
12	女子バスケットボール部	34	ミニバレーサークル	12	映画鑑賞サークル
13	男子バスケットボール部	35	ラグビーサークル	13	ボードゲームサークル
14	女子バドミントン部	36	男女混合バレーサークル	14	ジャズ研究会
15	男子バドミントン部	37	バラスポーツサークル	15	Compagno di canto（合唱サークル）
16	女子バレーボール部				
17	男子バレーボール部				
18	女子ラクロス部				
19	陸上競技部				
20	空手道部				
21	女子ハンドボール部				
22	軟式野球部				

⑬奨学制度について

募集がありましたら、学生ポータルで連絡しますので、制度の趣旨や条件等を確認し、応募してください。奨学金の募集は主に年度初めの4月にあることが多く、基本的に年1回の募集です。特にその時期は学生ポータルに注意し、応募漏れのないようにしてください。

主な奨学金の概要は次のとおりですが、不明な点がありましたら、学生生活支援オフィスにお問い合わせください。

【日本学生支援機構奨学金】 (<https://www.jasso.go.jp>)

制度の趣旨		経済的理由により修学困難な優れた学生に対し、学資の貸与を行う
種類	第一種奨学金	無利子：〈自宅通学〉20,000円、30,000円、40,000円、53,000円 〈自宅外通学〉20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円 ※本人が選択
	第二種奨学金	有利子（上限年3%）：月額2万円～12万円（1万円単位）から選択 ※年度の途中で月額を変更することも可能
	緊急採用・応急採用	主たる家計支持者の失職、病気、災害等により、1年以内に家計が急変した場合、年間を通じて随時申請可能（貸与期間は緊急採用、応急採用により異なる） 貸与内容は、第一種奨学金、第二種奨学金と同様 該当になるかどうかは、学生生活支援オフィスで要確認
貸与期間		奨学生採用時から卒業期まで （ただし、毎年「継続願」を提出して継続が認められた場合）
学力基準		1年次
		2年次
		第一種：高校の成績3.5以上 第二種：平均水準以上
		第一種：成績上位者（3分の1以内） 第二種：平均水準以上
申請方法等 （定期採用の場合）		①4月中旬に開催される、申込説明会に出席 ②必要書類（所定用紙、収入に関する証明書等）を学生生活支援オフィスへ提出 ③インターネットを利用した申し込み
採用までの手続き		①被推薦希望者の学内選考を行い、本学から日本学生支援機構に推薦 ②日本学生支援機構で奨学生を決定し、本学経由で本人に通知（6～7月頃） ③指定口座へ入金（以後は基本的に毎月入金） ④採用説明会に出席し、必要書類（奨学生証、返還誓約書等）を受け取る ⑤返還誓約書（返還に関する手続書類）を提出（返還開始は卒業後）
返還方法		卒業後に一定額を月賦または月賦・半年賦併用（本人が選択）により、定められた期間内に返還 貸与終了月の7ヵ月目から、指定口座からの自動引落により返還が開始 返還が困難になった場合は、状況に応じて猶予を願い出ることも可能

【高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付奨学金）】

文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

日本学生支援機構奨学金 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

制度の趣旨	経済的に困難な学生を支援
高等教育の修学支援新制度内容（2つの支援）	①授業料等の減免（授業料と入学金の免除又は減免） ②給付奨学金（原則返還が不要な奨学金）
支援対象学生	①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 ②多子世帯 ③学業要件は明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極め支援する
新制度による支援の金額	①世帯の収入がどれくらいか ②自宅から通うか、一人暮らしか などによって異なる

詳細は文部科学省・日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

●給付奨学金 支給金額（大学・短大）

支援区分	第Ⅰ区分（3/3）	第Ⅱ区分（2/3）	第Ⅲ区分（1/3）	第Ⅳ区分（1/4）
自宅通学	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)	9,600円 (10,700円)
自宅外通学	75,800円	50,600円	25,300円	19,000円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設から通学する人は、（ ）内の金額

●授業料・入学金減免金額

支援区分	第Ⅰ区分（3/3）	第Ⅱ区分（2/3）	第Ⅲ区分（1/3）	第Ⅳ区分（1/4）
入 学 金 減 免 額	230,000円	153,400円	76,700円	57,500円
授業料減免額（1年間の金額）	620,000円	413,400円	206,700円	155,000円

【本学の奨学制度】

本学の奨学制度の概要は、次のとおりです。

なお、詳細については「北翔大学奨学規程」(V 資料6.)を参照してください。

制 度 の 趣 旨	本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保し、本学のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生であって経済的理由により修学が困難な者等に対して学資の給付等を行い、修学を支援する		
入学時成績優秀特待奨学生	対象	全学部・全学科1年次	
	種類	学業特待、スポーツ特待、特技特待、スポーツ優秀特待、特技優秀特待	
	内容	学納金の一部免除（金額は種別により異なる）	
	申請	入試の出願時に申請	
成績優秀奨学生	対象	全学部・全学科2年次以上	
	内容	人物優秀で向上心が高く、かつ、学業、スポーツ技能、技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者に対する奨学制度 後学期授業料から100,000円を免除	
	申請	4月中旬頃から申請書類を配付 → 申請 → 7月に採用者決定	
成績優秀特別奨学生	対象	全学部・全学科2年次以上	
	内容	人物優秀で向上心が高く、かつ、学業、スポーツ技能、技術若しくは芸術又は特技において国際的に活躍する者あるいはそれに準ずる者に対する奨学制度 授業料の全額又は半額免除	
修学支援奨学生	対象	全学部・全学科2年次以上	
	内容	人物優秀で学業成績が良好であり、かつ、経済的理由により修学が困難と認められた者に対する奨学制度 後学期授業料から150,000円を免除	
	申請	4月中旬頃から申請書類を配付 → 申請 → 7月に採用者決定	
浅井淑子記念特別奨学生	学業成績良好な学生の学費負担者が天災、死亡、疾病等の特別な事情により、学納金の納付が著しく困難と認められた者		
福祉・介護人材養成奨学生	対象	生涯スポーツ学部健康福祉学科1年次	申請 総合型選抜Ⅰ期エントリー時・推薦入試出願時
	活発明朗で学業成績が良好であり、本学卒業後に福祉・介護の分野で働くことを希望する以下の者を対象。 ①経済的に大学進学が困難な方 ②ひとり親世帯の方 ③児童養護施設卒園予定で高校在学の方		
	内容	入学金免除および前期授業料25万円・後期授業料25万円を4年間貸与	
やる気 チャレンジ奨学生	対象	全学部・全学科	申請 前学期・後学期（制度説明会開催）
	学生が独自の活動において挑戦し、成し遂げた学生を評価する奨学金		
	1次審査：独創的・挑戦的企画であるかを書類審査（企画活動計画書）		
	2次審査：1次審査を通過した者はプレゼンテーションを行う。		
	奨学金：企画1件最大50万円 *募集説明会に出席すること。 *本学のカリキュラム、本学学生団体活動と異なる独自の活動であること。 *奨学金に頼らなくても実行可能な活動であること。		

【淑萃会（本学同窓会）奨学金】

制 度 の 趣 旨	大学院、大学3年次以上、短大2年次に在学し、経済的理由等で学業継続が困難な者に、学業達成を援助するために無利子で貸与する
貸 与 金 額	在学する年度の前学期、後学期の授業料相当額
申 請 方 法 等	7月上旬および1月中旬に募集する（募集人数：若干名）
返 還 方 法	月賦

【その他】

地方自治体奨学金や各種団体の奨学金の募集があった場合は、掲示でお知らせします。これらの奨学金は大学を通さずに申請するものもあるため、不明な場合は各自治体・団体の窓口へお尋ねください。

また、奨学金とは異なりますが、日本政策金融公庫による「国の教育ローン」は、教育に必要な資金（学納金、教科書代、パソコン購入費等）を350万円まで融資する制度です。詳細は教育ローンコールセンター（TEL0570-008656 <http://www.jfc.go.jp/>）へお問い合わせください。

⑭表彰制度について

本学では、学業成績、課外活動及び社会活動で功績等のあった学生（学生団体）を「北翔大学学生表彰規程」(V 資料7.)により表彰する制度があります。表彰の種類は次の3つです。

●学業成績表彰

向学心が高く、品行方正であり、かつ学業に精励し、特に優秀な成績を修めた人物優秀な学生

●課外活動表彰

課外活動が活発であり、その成果が特に顕著で、かつ課外活動の振興に功績があった人物優秀な学生及び学生団体

●社会活動表彰

社会活動において社会的に高い評価を受ける功績又は善行のあった人物優秀な学生及び学生団体

⑮学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について

【学生教育研究災害傷害保険】

学生が教育研究活動中（授業中、学校行事中、通学中、課外活動中、学校施設にいる間等）に被った偶然な外来の事故に対して保険金が支払われる制度です。通院や入院の回数によって保険金額が決定します。

詳細については、入学時に配付しました保険加入者のしおりを参照してください。保険金の請求等は、学生生活支援オフィスまでお問い合わせください。

区 分	正課中・学校行事中	その他学内にいる間・課外活動中	通学中・学校施設等相互間移動中
死 亡 保 険 金	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後 遺 障 害 保 険	程度に応じて 120万円～3,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円	程度に応じて 60万円～1,500万円
医 療 保 険 金 ※ (270日限度)	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円
入 院 の 場 合	1日につき4千円を加算(180日限度)		

※医療保険金

平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金
1日～3日	3,000円	90日～119日	110,000円
4日～6日	6,000円	120日～149日	140,000円
7日～13日	15,000円	150日～179日	170,000円
14日～29日	30,000円	180日～269日	200,000円
30日～59日	50,000円	270日～	300,000円
60日～89日	80,000円		

【学研災付帯賠償責任保険】

学生が正課中（授業中、実習中）、学校行事、通学等で他人に怪我をさせたり、他人の財物を破損させたりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円が限度額です。

【保険の対象について】

規約により補償の対象とならない場合があります。下記の窓口にご相談ください。

〔大 学〕 北翔大学短期大学部 学生生活支援オフィス

〔保険会社〕 東京海上日動学校保険コーナー フリーダイヤル 0120-868-066

※受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（土日祝日はお休みとさせていただきます。）

2. パソコン利用について

1) パソコン利用について

本学では、パソコンを使用するためのアカウント（ユーザ名）と認証パスワード、メールアドレスを貸与しています。アカウント（ユーザ名）と認証パスワードは、実習室や図書館などのパソコンへのログイン、本学メールや学生ポータルサイトを利用する際の認証情報となります。この情報は、あなたが学内で正当な利用者であることを証明する大切なものです。特に、認証パスワードの取扱には厳重に注意し、随時変更してください。

*ユーザID、仮パスワード、メールアドレス、パスワード変更についての説明書を、別紙でお渡しいたします。

①利用できるサービス

- ・学内ネットワークに接続されたパソコンへのログイン（パソコン実習室、図書館など）
- ・個人専用の保存領域（Xドライブ）の利用
- ・本学メールによるメールの閲覧及び送受信（学外からも可）
- ・学生ポータルサイトの利用

②取扱の注意事項

- ・利用有効期限は基本的に卒業時までとなっています。学位記授与式後は、全ての機能が利用できなくなりますので、注意してください。
- ・認証パスワードの取扱には、厳重に注意してください。万一パスワードが漏れた場合、あなたになりすましてメールやXドライブなどを悪用される危険性があります。
- ・第三者への貸与・譲渡はできません。
- ・定期的にパスワードの変更をお勧めいたします。
- ・パスワードを忘れたときは、速やかにFD支援オフィスに届け出て初期化を依頼してください。

③パソコンへのログイン方法

- ・学内にあるネットワークに接続されたパソコンの電源を入れるとログイン画面が表示されます。
- ・「ユーザ名」欄に「学生番号」を、「パスワード」欄に「認証パスワード」を入力します。
- ・正しく認証されると、パソコンが起動し利用可能な状態になります。

*エラーが表示されたときには、その原因の多くが入力ミスです。正しい入力を行ってもログインできない場合は、FD支援オフィスまでお問い合わせください。

2) パソコン実習室

本学では、できるだけコンピュータを日常的に利用できるように実習室を整備しています。

実習室の設備は、本学に在籍するみなさんの共有・共用する設備です。そのため、多くの人がスムーズに利用できるよう、また、設備を良好な状態に保つための配慮をするなどのマナーを守って利用してください。

①施設場所

現在、パソコン実習室には下記の5部屋があります。

場所	名称	OS (基本システム)	設置台数
1号棟2階	128情報スタジオ	Windows	20
5号棟2階	527情報スタジオ	Windows	56
5号棟2階	528情報スタジオ	Windows	56
5号棟4階	544情報スタジオ	Mac	44
7号棟4階	740情報スタジオ	Windows	25

②利用時間

基本的に、8:30～21:00までとなっています。

実習室は主に講義（実習）で利用されています。講義時間中の自由利用はできません。各実習室入口に現在のパソコン実習室使用状況を掲示していますので確認してください。また、講習会、メンテナンスのため、急遽利用できないことがありますので、ご了承ください。

なお、休業期間中は実習室を施錠しています。利用を希望される場合は、必ず学生生活支援オフィスに使用許可願を申請してください。

③注意事項

●基本的なマナーの遵守事項

・飲食禁止

飲食は、機器の破損や汚損の原因になります。実習室内への飲食物の持ち込みは禁止します。机の上に置いておくのも同様に禁止します。

・携帯電話の通話禁止

携帯電話の通話や着信音・操作音は、他の利用者の迷惑になりますので、室外で利用してください。電源コンセントを利用した充電も禁止です。

・講義中における受講者以外の利用は不可

講義中の実習室へ受講者以外の者が入室することは、講義の妨げになりますので控えてください。

・盗難防止

盗難防止のため、所持品は常に身近に置き、机や椅子に置いたまま離席しないように十分注意してください。

・目的外利用の禁止

研究・学習目的以外で、長時間独占使用しないようにしてください。学習目的以外での利用（ゲームなどの娯楽等）は認められません。

・複数ログインの禁止

1人で複数の機器を独占しないようにしてください。複数台を1人で同時にログインすることはできません。

・鉛筆、シャープペンシル、消しゴム使用時の注意

キーボードやマウスに、消しゴムの消しかすやシャープペンシルの芯が入ると、機器故障の原因になります。作業する際には、ゴミが入らないように十分注意してください。

● 機器・設備利用に関する注意事項

・ 使用機器の電源切断

パソコンを利用した後は、必ず電源を切断してください。また、ログインした状態で長時間離席しないでください。他人に、自分の保存ファイルを閲覧・改ざん・削除される、不正に電子メールを利用されるなど、悪用される危険性があります。

・ 整理整頓

退席するときには、身の回りの整理整頓を行ってください。特に、キーボードやマウスなどは元の場所にきちんと収納してください。ごみの放置は絶対にしないでください。

・ ハードディスクに保存しない

実習室のパソコンは、電源を切断すると初期状態に戻るよう設定が施されています。マイドキュメントやデスクトップなど、利用しているコンピュータのハードディスクに保存したデータは、電源を切ると削除されます。必要なデータは、必ず個人の保存領域（Xドライブ）や、USBメモリなどに保存してください。

・ システム設定の変更やソフトウェアのインストール・複写・消去の禁止

機器不具合の原因になることがあります。

・ 器物損壊・持ち去りの禁止

ネットワークケーブル等のケーブル類、コンピュータ機器（マウス・キーボードを含む）・電源等の設備を破壊する行為は器物損壊です。また、設備品の持ち去りは窃盗であり、これらの行為は全て処分の対象になります。

・ 破損・故障の連絡

実習室の機器の破損に気づいた場合は、講義中は担当教員へ申し出てください。講義時間以外は、恐れ入りますがFD支援オフィスまでお知らせください。

● プリンタに関する注意事項

・ 印刷用紙は各自で準備する

プリンタには印刷用紙の備え付けはありません。必要な印刷用紙は全て各自で準備してください。なお、実習室のプリンタは全てレーザープリンタとなっていますので、感熱紙、感光紙、インクジェットプリンタ用紙、大学のレポート用紙、ルーズリーフなどは絶対に使用しないでください。故障の原因になります。

・ 印刷した裏紙は絶対に使用しない

印刷した裏紙を利用すると紙詰まりなどの故障原因に繋がります。絶対に使用しないでください。

・ トナーや印刷用紙の無駄遣いをしない

印刷プレビューを十分に確認する、不必要なウェブページは印刷しないなど、資源の無駄遣いをしないよう心がけてください。

・ 自分の印刷物には最後まで責任を持つ

失敗した印刷物や誤って複数部印刷したものについても、ゴミ箱に入れる、持ち帰るなど最後まで責任を持って処分を行ってください。くれぐれも放置しないでください。

印刷途中で、印刷をキャンセルする場合は、必ずプリンタ側の印刷データもクリアしてください。

- ・設定を勝手に変更しない

初期設定ではA4用紙を印刷できるように設定しています。サイズ変更を行った場合には、必ず元に戻してください。不必要な変更は行わないようにしてください。

- ・何度も印刷ボタンを押さない

プリンタは印刷命令の順番に出力します。出力されないからといって何度も印刷ボタンをクリックすることのないようにしてください。同じデータが何度も繰り返し印刷されることになります。

3) Xドライブ

Xドライブとは、大学が提供する学生個別の保存領域を指します。本学から貸与しているアカウントでログイン可能なパソコンであれば、どこからでも保存・読出可能な領域です。USBメモリなど1箇所だけに保存していると、万一破損した場合データの復旧が難しくなります。大切なデータの保存場所として利用すると大変便利です。

①Xドライブの確認方法

- ・デスクトップの「マイコンピュータ」を開きます。
- ・ネットワークドライブの中に「HKFLSVの1234567 (x:)」(1234567は各自の学生番号)と表示されたドライブがあります。

*Macについては、デスクトップに学生番号名のXドライブアイコンが直接表示されます。

②使用状況の確認と不要なファイルの整理

Xドライブは容量が決まっています。容量を超えてしまうと保存ができなくなりますので、不要なものについては削除するなど、整理して利用するようにしてください。

使用状況の確認方法は次のとおりです。(Windowsでの例)

- ・①の方法によりXドライブを確認します。
- ・Xドライブの上で右クリックします。
- ・表示されたメニューより「プロパティ (R)」をクリックします。
- ・「プロパティ」ウインドウが表示されます。全体容量が円グラフで表示され、現在の使用領域と空き領域が確認できます。

③利用上の注意

- ・必ずバックアップを取る

Xドライブのデータ管理については細心の注意を払っていますが、システム障害、ハード障害などの不測の事態が発生して、個人の保存データが失われる可能性がないとは言いきれません。大切なデータは、Xドライブだけではなく、必ずご自身のリムーバブルディスク (USBメモリ等) などにバックアップするようにしてください。

- ・利用場所は学内のネットワークに接続されたパソコンからに限る
自宅からの利用はできません。自宅で学習する場合には、データをご自身のリムーバブルディスク（USBメモリ等）などにコピーして持ち帰るようにしてください。

4) 本学メール

本学では、在学生全員に在学期間利用可能なメールアドレスを提供しております。

アクセス方法は、別途提供しております「[重要] 学生個人ユーザアカウントのお知らせ」資料をご参照ください。

利用上の注意事項

●個人情報の取扱

電子メールは、誰かに内容を盗み取られる危険性があります。必要以外に、個人情報を入力しないようにしてください。

●ウイルスメールや添付ファイルに注意

送信者が不明のメールや、添付ファイルが含まれたメールなどは、ウイルスメールの可能性が非常に高くなります。細心の注意を払って、読まず（開封せず）に必ず削除してください。また知人であっても、送信者を詐称するウイルスメールもありますので、添付ファイル付きのメールには注意してください。

●署名をつける

メールを送信する際には、必ず受信者に送信者がはっきりわかるように、文面の最後には「署名（氏名・メールアドレス）」を記入してください。

●感情的にならない

受け取る相手も人間です。誤解を与えてしまうことのないように配慮しましょう。相手を思いやり、どんなメールであっても冷静に対応するようにしてください。

●無断転送・改ざんの禁止

他人から受け取ったメールを、当人に無断で転送・複製・改ざんしたりしないでください。著作権の侵害になる場合があります。

●目的外利用の禁止

貸与されたメールアドレスは、基本的に学業・就職活動などへの利用に限られています。特に営利目的とした商品広告・宣伝・販売活動等には絶対に利用しないでください。

●容量の配慮

写真などのファイルを添付してメールを送信する場合、容量の大きいファイルについては必ず圧縮を行い、ファイルサイズを小さくしてから添付しましょう。また、返信の際、受信した

メールを不必要な部分まで引用するのも避けましょう。メールの容量が大きいほど受信に時間がかかります。受信料は受信者の負担になることを忘れずに配慮しましょう。

●重要なメールは手段を併用する

「メールを送信＝相手を読む」とは限りません。届くのに時間がかかったり、相手の状況下においては誤って削除してしまったり、最悪の場合届かないケースも考えられます。電子メールを確実な手段であると過信せず、重要な内容についてはメールだけではなく別の手段を併用するなどの工夫が必要です。

●半角カタカナ・機種依存文字を使用しない

半角カタカナや①（丸付き数字）・㊦・Ⅰ（ローマ数字）などの機種依存文字は使用しないでください。コンピュータの環境は使用者により様々で異なります。これらの文字は同一の環境以外で表示させた場合、異なった文字として表示され、送信者が意図した内容が正しく伝わらない場合がありますので注意してください。

5) 情報倫理

①学内ネットワークの利用について

本学のネットワークは皆さんの共有財産です。インターネットは、世界中から沢山の情報を取得することが出来る大変便利なシステムですが、本学のネットワークを利用してインターネットをする場合、本学からのアクセスであるという情報を付帯し、閲覧・利用を行っています。

本学の学生であるという自覚を持ち、社会ルールに則った適正な利用をしてください。

②法令の遵守

インターネットを利用するにあたっては、現実の社会と同様に、関連する法律や規則を守る義務が生じます。以下、インターネットを利用する上で留意しなければならない点を紹介します。

- ・著作権の侵害をしない
- ・商標を無断で使用しない
- ・肖像権の侵害をしない
- ・プライバシーの侵害をしない
- ・他人を誹謗中傷する行為はしない
- ・公序良俗に反するわいせつな文書や画像の配信をしない
- ・不正アクセスの禁止

他人のユーザIDやパスワードを盗用して利用をしたり（なりすまし行為）、セキュリティホールを攻撃したりして、ネットワーク上のコンピュータに侵入する行為や、不正アクセス行為を助長する行為（例えば、他人のユーザIDやパスワードを第三者の求めに応じて無断で提供する行為）などは不正アクセス禁止法に違反し処罰の対象となります。

6) その他

パソコン・本学メール等について、疑問や質問またはご不明な点がございましたら、FD支援オフィスまでお気軽にお問い合わせください。

3. 学生ポータルサイト

学生ポータルサイトは、『講義のお知らせ』『履修登録・成績照会』をはじめ、『出席管理』や『就活支援』など学生生活を支援するための情報コミュニティサイトです。

パソコンやスマホ/携帯電話等、インターネットに接続できる機器であればアクセス可能です。

(個人の通信機器を利用する場合、通信料/パケット課金が個人負担となりますのでご注意ください)

また、本学からの伝言やお知らせを、指定のメールアドレスにメッセージ転送することも可能です。

大変便利なサイトですので、是非ご活用ください!

1) 学生ポータルサイトへのアクセス <https://portal3.hokusho-u.ac.jp/>

アクセス機器	アクセス方法
学内パソコン	インターネットを起動すると、学生ポータルサイトが表示されます
個人所有機器 (PC、タブレット、 スマホ、携帯電話)	・インターネットを起動して、上記URLアドレスにアクセスします ・本学ホームページからもアクセス可能です (『在学生の方へ』→『学生ポータルサイト』リンク)

※ 認証画面が表示されますので、「ユーザID」欄に「学生番号」、「パスワード」欄に「認証パスワード」をそれぞれ入力します

The screenshot displays the Hokusho University Portal Site interface. At the top, there's a header with the university logo, name, and 'Portal Site' title. Below this is a navigation bar with links like HOME, 教務掲示/時間割, 履修登録・成績, 出席管理, シラバス, 就職支援, 健康診断, and 履修カルテ. A '週間スケジュール' (Weekly Schedule) section is highlighted, showing a calendar for January 21st to 27th, 2015. The schedule lists various courses and their times for each day. Below the calendar, there are three sections: '本日のスケジュール' (Today's Schedule), '講義のお知らせ' (Lecture Notices), and '大学からのお知らせ' (University Notices). Each section provides details about upcoming events and lectures.

※学生ポータルサイトの使い方詳細については、画面上段『キャビネット』から操作マニュアルをご参照ください

2) 学生ポータルサイトの主な機能

主な機能		用途
HOME	メッセージ受信一覧	伝言及びお知らせを表示します
	スケジュール登録	個人のスケジュールを登録します
	メッセージ転送設定	伝言／お知らせを転送するメールアドレスを設定します
履修登録／成績	履修登録	履修登録期間に履修登録を行います
	履修確認	履修している科目の確認をします
	資格申請	履修登録期間に取得する資格の申請を行います
	資格確認	資格・免許の申請状態を確認します
	成績照会	成績及び単位取得状況を表示します
健康診断	健康診断結果照会	健康診断結果などを健康診断種別ごとに表示します
就職支援	進路希望・求職登録	最新の進路希望を登録します
	企業情報検索	条件を指定して企業情報を表示します
	求人企業情報検索	条件を指定して企業の求人情報を表示します
	イベント・説明会情報検索	入力した条件を基にイベントを表示します
	就職活動報告登録	就職活動状況を登録します
	内定・進路決定登録	内定企業及び、最終的に決めた進路を登録します
リンク	パスワード変更	学生ポータルシステムなどへログインする際のパスワードを変更します 初期パスワードは、変更してからご利用ください 定期的なパスワード変更を推奨します
	Microsoft365	在学中に利用可能な本学メールにアクセスします

4. 個人情報の保護について

本学では、学生に関する個人情報の収集、管理、利用、開示、提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する全学的な教育・啓発活動を通じて個人情報の適正な利用と保護に努めています。学生に関する個人情報は、学生の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用される一方、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、確実に保障されなければなりません。今後も対策基準及び遵守状況の継続的な評価、見直しを行い、学生に関する個人情報の保護に取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては、「学生に関する個人情報の取扱規程」(VI 資料13.) をご覧ください。